

第四条の次に次の一条を加える。

(責務)

第五条 会社は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有する。

附則を附則第一条とし、同条に見出しとして(施行期日)を付し、附則に次の一条を加える。

(業務の特例)
第二条 会社は、当分の間、第四条第一項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を営むものとする。

一 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第百一号)第十五条第一項の規定による委託又は同条第四項の規定による再委託を受けた業務

二 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第十八条第一項の規定による委託又は同条第四項の規定による再委託を受けた業務

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

2 前項の規定により会社の業務が営まれる間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条第四項	及び保険窓口業務	、保険窓口業務、附則第二条第一項第一号に掲げる業務(以下「受託郵便貯金管理業務」という。)及び同項第二号に掲げる業務(以下「受託簡易生命保険管理業務」という。)
第四条第二項	前項	前項及び附則第二条第一項
第四条第三項	前二項	前二項及び附則第二条第一項
第六条第二項第一号	又は保険窓口業務	、保険窓口業務、受託郵便貯金管理業務又は受託簡易生命保険管理業務
第十四条第二号	第三号	第三号並びに附則第二条第一項第一号
第十四条第三号	第五号	第五号並びに附則第二条第一項第一号

(独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部改正)

第四条 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「委託することができ」を「委託しなければならない」に改め、同条第三項に次の一号を加える。

三 当該委託を受ける者が日本郵便株式会社以外の者であるときは、次項の規定により日本郵便株式会社に再委託することであること。

第十八条第一項中「委託することができる」を「委託しなければならない」に改め、同条第三項に次の一号を加える。

三 当該委託を受ける者が日本郵便株式会社以外の者であるときは、次項の規定により日本郵便株式会社に再委託することであること。

(郵便事業株式会社及び日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律の廃止)

第五条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 郵便事業株式会社法(平成十七年法律第九十九号)

二 日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律(平成二十一年法律第百号)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定(郵政民営化法目次中

「第六章 郵便事業株式会社
第一節 設立等(第七十条―第七十二条)
第二節 設立に関する郵便事業株式会社法
第三節 移行期間中の業務に関する特例等
第七章 郵便局株式会社

等の特例(第七十三条・第七十四条)を「第六章 削除
(第七十五条―第七十八条) 第七章 日本郵便株式会社」に改める改正規定、同法第

十九条第一項第一号及び第二号、第二十六条、第六十一条第一号並びに第六章の改正規定、同法中「第七章 郵便局株式会社」を「第七章 日本郵便株式会社」に改める改正規定、同法第七十九条第三項第二号及び第八十三条第一項の改正規定、同法第九十条から第九十三条までの改正規定、同法第一百五十五条第一項、同項第二号及び第九十条第一項第二号水の改正規定、同法第一百条の次に一条を加える改正規定、同法第一百三十五条第一項、同項第二号及び第一百三十八条第二項第四号の改正規定、同法第一百三十八条の次に一条を加える改正規定、同法第一百零一条及び第一百零二条の改正規定(第百七十六号の五に係る部分に限る。)、同法第一百零八条第一号及び第二号並びに第百九十六号の改正規定(第十二号を削る部分を除く。)、並びに同法附則第二条第二号の改正規定を除く。)、第二条のうち日本郵政株式会社法附則第二条及び第三条の改正規定、第五条(第二号に係る部分に限る。))の規定、次条の規定、附則第四条、第六条、第十条、第十四条及び第十八条の規定、附則第三十八条の規定(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百一号)附則第二条第一項、第四十九号、第五十五条及び第七十九条第二項の改正規定、附則第九十条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定並びに附則第九十一条及び第九十五条の改正規定を除く。)、附則第四十条から第四十四条までの規定、附則第四十五条中総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第三条及び第四条第七十九号の改正規定並びに附則第四十六条及び第四十七条の規定は、公布の日から施行する。

(郵政民営化法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の日からこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間における第一条の規定による改正後の郵政民営化法の規定の適用については、同法第六十三条第一項中「第十三条第一項」とあるのは、「第十四条第一項」と、第十四条第一項とあるのは、「第十五条第一項」と、同条第二項中「第十三条第二項」とあるのは、「第十四条第二項」とする。

(日本郵政株式会社法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正前の日本郵政株式会社法(以下この条において「旧法」という。)の規定により日本郵政株式会社に對して行い、又は日本郵政株式会社が行った処分、手続その他の行為(郵政民営化法第五十二条の規定により旧法第四条第二項の認可を受けたものとみなされる業務に係る郵政民営化法第六十三条第三項の認可を含む。))は、第二条の規定による改正後の日本郵政株式会社の法に相當する規定により日本郵政株式会社に對して行い、又は日本郵政株式会社が行った処分、手続その他の行為とみなす。

(郵便局株式会社法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 施行日をその期間に含む郵便局株式会社法第六条第一項に規定する実施計画に係る期間は、同項の規定にかかわらず、施行日の前日に終了するものとする。

第五条 施行日の前日をその期間に含む第三条の規定による改正前の郵便局株式会社法(第三項において「旧法」という。)第六条第六項に規定する地域貢献業務計画の実施状況に関する報告書の提出及び公表については、日本郵便株式会社が従前の例により行うものとする。